

宮城県NPO活動支援融資制度要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の活動の促進を図るため、NPO法人が必要とする資金を融資することによりNPO法人の活動を支援することを目的とし、その資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(資金預託)

第2 県は、第1の目的を達成するために、予算の範囲内で県費を東北労働金庫（以下「金庫」という。）に預託するものとする。

(融資総額)

第3 金庫がこの要綱に基づきNPO法人に融資する資金の総額は、県が預託する金額の3倍の額とする。

(融資対象者)

第4 融資を受けることができるNPO法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 宮城県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 県税を滞納していないこと。
- (3) NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと。
- (4) 融資申込時から過去2年以内に、NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと。

(融資条件)

第5 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 法人定款に規定された事業の実施に要する資金のうち、融資申込時から1年以内に、次の資金が交付されることが確認できる資金とする。
 - イ 国、自治体又は公益法人等からの委託金及び助成金
 - ロ その他介護報酬や支援費等の公的資金
- (2) 融資額 前号の資金の額の範囲内とする。
- (3) 融資金利 年1.70%とする。ただし、毎年3月1日を基準に県と金庫との協議により新規貸出金利の見直しを行い、改定する場合は、翌月の1日から適用するものとする。また、特別の事情が生じた場合には、その都度協議により見直しを行う。
- (4) 融資期間 原則として1年以内の手形貸付とする。
- (5) 保証 法人代表者を含めて1人以上の連帯保証人の保証を付すものとする。
- (6) 給付口座の指定 第1号に規定する資金の給付口座については、金庫の普通預金口座とする。

(申込手続)

第6 融資を受けようとする者は、金庫所定の手続により、金庫に申し込むものとする。

(融資及び債権管理)

第7 融資及び債権管理は、金庫所定の方法によるものとする。

(報告及び調査)

第8 金庫は、毎月の融資状況を翌月15日までに、知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告に基づき必要があると認められるときは、職員をして金庫及び融資を受けた者について調査を行わせることができるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか資金の融資に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。